

事務連絡
令和5年12月8日

各都道府県

子ども・子育て支援制度担当部局 御中

こども家庭庁成育局保育政策課

地域型保育給付費等に係る支出について

平素より子ども・子育て支援施策の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、令和5年地方分権提案において、地域型保育給付費や施設型給付費（以下「地域型保育給付費等」という。）は、公費という性格上、教育・保育に要した費用に使用されるべきものであるが、教育・保育に要した費用ではないと思われる不適切な支出事例が確認されるなど、一部の事業者において教育・保育に関係ないものに支出しても問題がないといった誤った認識を持っていることが懸念される状況があると指摘されていることから、地域型保育給付費等の支出の確認にあたっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、改めて下記の点に留意いただくようお願いします。

なお、各都道府県におかれては、内容について十分に御了知のうえ、各市町村への周知・助言等をお願いします。

記

地域型保育給付費等については、子ども・子育て支援法第29条第1項及び第27条第1項において「特定地域型保育に要した費用について、地域型保育給付費を支給する」等と規定されています。

また、地域型保育事業者等については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第3条において、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。」と規定されています。

私立保育所については、市町村からの委託費として運営に要する費用が支弁される性格上、一定の用途範囲を定めているところですが、その他の地域型保育給付費等については、個人給付の法定代理受領である法的性格上、用途制限を設けるものではありません。しかし、上記の規定の趣旨を踏まえれば、地域型保育給付費等は特定地域型保育等に要する費用に支出されるものであることから、社会通念に照らして、給付費本来の趣旨から著しく逸脱した不適切な支出が疑われる事例がある場合には、適切な教育・保育の提供が行われているかという観点から、当該支出の内容や理由について確認の上、当該支出が給付費本来の趣旨に則ったものとなるよう、監査等の機会において、適切な対応をお願いします。

なお、本事務連絡は、不適切な支出事例を念頭に置いているため、例えば、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ実施される社会福祉事業や多様な地域貢献活動については、社会福祉法や地域共生社会の実現の観点からその取組が期待されているため、各都道府県・市町村におかれては、本事務連絡を踏まえた対応に当たって、そのような取組を制限することがないよう、ご留意をお願いします。

（参考）令和5年地方分権提案

<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/index-r5.html>